

新市立病院の整備方針

令和4年10月

令和4年8月9日（火）に箕面市新市立病院整備審議会から答申が出されたことを受け、新市立病院の整備方針を次のとおりとする。

1. 新病院のめざす姿と基本的な方向性

市立病院の移転先である船場地区では、「健康寿命の延伸・ヘルスケア拠点」をテーマにまちづくりを進めており、新病院は、まさにその象徴とも言える存在である。その中において、新病院に求められる役割は、単に医療を提供することだけでなく、市の施策との効果的な連携や、産官学民の協働の一端を担うことにより、めざすまちづくりの実現に寄与することである。

そのような役割を見据え、まずは公立病院としての医療の充実と、持続可能な医療提供体制の整備は必須であることから、次の方針で新病院を整備していくものとする。

[めざす姿]

- 箕面市民の命と健康の砦となる公立病院
- 広域性・公益性を持ち、地域医療の核となる病院
- 患者と医療従事者にとって魅力ある病院

[基本的な方向性]

- 高度かつ質の高い医療の提供可能な病院
- 断らない救急を実践する病院
- 広域災害時に「市災害医療センター」として注力する病院
- 新興感染症の国内発生当初からしっかりと対応する病院

2. 新病院が担う医療機能

- ①政策的医療
 - ・救急医療（二次救急）
 - ・小児医療
 - ・新興感染症への対応
 - ・災害医療

②一般医療

- ・5疾病のうち、がん診療については、大阪府がん診療拠点病院として、今後もロボット支援手術等を活用し、充実・強化を図る。がん以外の疾病についても、引き続き必要な医療を提供するとともに、専門病院等との機能分担・連携を図る。
- ・その他急性期医療についても、幅広い疾患に対応できるよう、医療需要の動向や診療報酬改定の状況等を見極めながら必要な診療科の充実・強化を図る。
- ・また、急性期病床と併設した施設で行う回復期リハビリテーションの有用性や、箕面市立病院の医師約70名からの要望があったことも考慮し、新病院においても、回復期リハビリテーションの継続をめざす。
- ・診療科構成は後述する。

3. 病床規模と病床確保策

- ・急性期病床については、将来（向こう30年間）の医療需要に応える必要があるが、市単独では、急性期267床のみの整備となり、医療需要に応えつつ、診療体制を充実させることが困難であると言わざるを得ない。
- ・そこで、病院の再編統合により、急性期病床を最低でも300床確保した上で、可能な限り350床に近い病床数での整備をめざす。あわせて、回復期リハビリテーション病床の確保をめざすこととする。

4. 運営手法

- ・第6回箕面市新市立病院整審議会時の調査において、再編統合に取り組みたいと回答のあった法人だけでなく、さらに調査対象を広げて、改めて実現可能性を精査したところ、複数の法人から、公募に応じることができるとの回答を得た。
- ・それらの法人への調査の中では、いずれも「指定管理者制度により自ら新病院を運営したい」との意向が改めて確認され、市直営または独立行政法人による運営の意向を示した法人はなかった。
- ・再編統合による病床確保を実現するために取り得る手法が指定管理者制度のみであり、加えて、指定管理者制度の方が市の財政負担が軽減されることから、新病院の運営手法は指定管理者制度とする。
- ・指定管理期間は、現市立病院から開始し、新病院開設後20年間とする。

※再編統合に係る調査結果は参考資料1のとおり。

5. 診療科構成

- ・現市立病院の診療科構成を基本とする。
- ・その上で、新設または見直しについては、参考資料2の「2. 新設または見直しとされた診療科に係る考え方」に基づき指定管理者と協議調整する。

6. 新病院のハード整備

- (1) 移転予定地……………船場東1丁目
- (2) 移転時期（目標）…令和9年度中
- (3) 整備手法

現市立病院の老朽化の状況や、再編統合による新病院整備に対する交付税措置の特別分が原則令和9年度までの措置であることから、工期短縮が最優先事項である。このことを踏まえ、今後、「基本設計からのDB（Design-Build）方式」または「ECI（Early Contractor Involvement）方式」を選択する。

- (4) その他

- ・感染症対策やプライバシーの確保、療養環境の向上のため、全室個室[※]とする。

※公立病院の場合、有料個室は病床数の3割以内と規定されている。

また、有料個室であっても治療上の必要等から入室した場合は無料となる。

- ・指定管理者の意見を反映するとともに、時代の変化に対応できる柔軟性、可変性のある施設整備をめざす。

7. 附属機関の設置

指定管理者による市立病院の運営に対して、市がより質の高いチェック機能を確保し、長期的かつ継続的にその責任を果たしていくため、高度で専門的な知見を持つ第三者などで構成される市の附属機関を設置する。

8. 将来的な見直し

医療技術の進歩や診療報酬改定等の社会情勢の変化を踏まえ、病院運営に大きな影響があると判断される事項については、必要に応じて前述の附属機関において議論するものとする。

9. 市立病院職員への対応

指定管理者制度導入に伴う現市立病院職員の雇用の確保のため、指定管理者となる法人への就職希望者全員の受入れ、65歳までの継続雇用について、指定管理者の公募条件とする。あわせて、指定管理後の医療提供体制を確保するため、現市立病院職員が指定管理者となる法人への就職を希望しやすくなるよう人材確保策を検討する。

また、本市では多くの窓口業務を委託しており、市への転籍を希望する全職員を受け入れるのは厳しい状況であるが、必要に応じ転籍の可能性について検討する。

以上